

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 30 日（水）第3003号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

- 平成26年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 1
○平成26年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 3

公 告

平成26年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成26年 4 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	平成26年 8 月 3 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成26年 8 月 31 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
川内文化ホール（薩摩川内市若松町3番10号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		

鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		
--------------------------	--	--

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 82円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

平成26年6月23日（月）から同年7月18日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成26年7月22日（火）から同年8月15日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

- (1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

- (2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

- (3) 第1回試験又は第2回試験に合格した者には、後日狩猟免許を交付する。
 (4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許を返還させる。
 (5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

平成26年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

平成26年 4 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	平成26年 7 月 9 日（水）	午前 9 時
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成26年 7 月 11 日（金）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	平成26年 7 月 13 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	平成26年 8 月 10 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	平成26年 7 月 13 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	平成26年 8 月 8 日（金）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成26年 7 月 11 日（金）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	平成26年 8 月 10 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	平成26年 7 月 13 日（日）	
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）	平成26年 8 月 20 日（水）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成26年 7 月 1 日（火）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	平成26年 7 月 9 日（水）	
徳之島町役場（大島郡徳之島町亀津7203番地）	平成26年 7 月 9 日（水）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）	平成26年 7 月 20 日（日）	

(2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成26年 9 月 7 日（日）	午前 9 時

2 対象者等

鹿児島県内に住所を有し、平成26年9月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第

51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

なお、更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ (ア)から(イ)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(エ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ロ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(エ)又は(イ)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 82円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

平成26年5月12日（月）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が休日のときは、その前日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

平成26年7月28日（月）から同年8月22日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

- (2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

- (3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免状と引換えに、新たな狩猟免状を後日交付する。
- (4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。